

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

特定非営利活動法人そら

1. 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ② 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ② 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 ③ 療育に関する教材・教具・環境整備の研究開発 ④ 保護者・支援者・地域社会への情報提供 (2) その他の事業 ① 療育教材・教具・環境整備の製作および販売事業 ② イベント・セミナーの開催および参加費の徴収 2 前項(2)項に掲げる事業は、同項(1)項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項(1)項に挙げる事業に充てるものとする。
第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (6) 役員の選任又は解任、職務 及び報酬	第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (6) 役員の選任又は解任、職務
第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) 役員に対する報酬。但し、当該報酬を受ける理事は当該議決に加わることができない。 (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。	第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。
第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。	第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

2. 定款変更の理由

その他の事業を加えた理由は、これまで約 10 年間実施してきた事業のノウハウを活かし、療育により効果的な教材等の開発に取り組むとともに、それらを当法人以外や地域社会に広く発信することで社会に役立ててもらおう活動に拡大したいから。

役員報酬を総会から理事会の決議事項に変更した理由は、報酬額の見直しや変更が必要となる場面において、迅速かつ柔軟な対応を可能とするため。なお、理事会においても利益相反を回避するため、当該理事の除斥の確保に配慮した。

以上

特定非営利活動法人 そら 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 そら という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事業所を奈良県北葛城郡広陵町馬見中3丁目1番126号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の障がいをもっている子どもおよび障がいの可能性のある子どもとその家族に対して、相談支援や通所支援を行うことにより、日常生活および学校生活を総合的に支援し、障がいをもっている子どもおよび障がいの可能性のある子どもとその家族が安心して暮らせる地域社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ② 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ③ 療育に関する教材・教具・環境整備の研究開発
- ④ 保護者・支援者・地域社会向けの情報提供

(2) その他の事業

- ① 療育教材・教具・環境整備の製作および販売事業
- ② イベント・セミナーの開催および参加費の徴収

2 前項(2)項に掲げる事業は、同項(1)項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項(1)項に挙げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名若しくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員に対する報酬。但し、当該報酬を受ける理事は当該議決に加わることができない。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名若しくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 拠出金品の不返還

(拋出金品の不返還)

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高畑 みどり

副理事長 小笠原 武

理事 佐伯 安隆

監事 西山 奈津子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 3000 円 正会員会費 1000 円 (1 年間分)

(2) 賛助会員入会金 0 円 賛助会員会費 1000 円 (1 年間分)

変更履歴

2018.5.19 第 53 条公告の方法追記

2026.3.1 第 5 条(事業)において、(1)③と④項、(2)①と②項、そして、2 項を追加

第 22 条(機能)において、総会の議決から役員の報酬を削除する

第 31 条(機能)において、理事会の議決に役員の報酬を追加する

第 39 条(資産の区分)その他の事業に関する資産を追加する

第 42 条(会計の区分) その他の事業に関する会計を追加する

令和7年度 事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人そら

1 事業実施の方針

障害児通所支援事業のうち、児童発達支援事業は、年齢別及び課題別のクラス編成を行い、集団療育と個別療育を実施する。放課後等デイサービス事業は、学年別・課題別の療育を実施する。具体的には、ビジョントレーニングとソーシャルスキルトレーニング、STEM教育を行い、就労準備にも役立てる。

障害児相談支援事業は、前述の事業所を利用している子どもを対象に実施する。

療育教材等の研究開発事業は、子どもの発達支援および療育に関して、その環境を整備するとともに、それに適した教材・教具の研究開発および提供事業を実施する。

保護者等への情報提供事業は、保護者・支援者向けの研修・講座を開催したり、地域社会における療育支援ネットワークの構築および情報提供を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	1.児童発達支援事業 2.放課後等デイサービス	4月1日～ 3月31日	生駒郡 斑鳩町 神南5丁目 14-13	16人	120人	79,825
児童福祉法に基づく 障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	同上	同上	2人	100人	3,454
療育に関する教材・教具 ・環境整備の研究開発	療育環境の整備と教材の研究開発	3月1日～ 3月31日	北葛城郡 広陵町 馬見中3丁目 1-126	2人	2人	118
保護者・支援者・地域社会 への情報提供	保護者・支援者への情報提供	同上	同上	2人	10人	40

33,437

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
療育教材・教具・環境整備 の製作および販売事業	療育環境と教材の製作及び販売	3月1日～ 3月31日	北葛城郡 広陵町 馬見中3丁目 1-126	2人	23
イベント・セミナーの開催 および参加費の徴収	保護者・支援者向けのセミナー等を開催	同上	同上	2人	0

23

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人そら

1 事業実施の方針

障害児通所支援事業のうち、児童発達支援事業は、年齢別及び課題別のクラス編成を行い、集団療育と個別療育を実施する。放課後等デイサービス事業は、学年別・課題別の療育を実施する。具体的には、ビジョントレーニングとソーシャルスキルトレーニング、STEM教育を行い、就労準備にも役立てる。

障害児相談支援事業は、前述の事業所を利用している子どもを対象に実施する。

療育教材等の研究開発事業は、子どもの発達支援および療育に関して、その環境を整備するとともに、それに適した教材・教具の研究開発および提供事業を実施する。

保護者等への情報提供事業は、保護者・支援者向けの研修・講座を開催したり、地域社会における療育支援ネットワークの構築および情報提供を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	1.児童発達支援事業 2.放課後等デイサービス	4月1日～ 3月31日	生駒郡 斑鳩町 神南5丁目 14-13	16人	120人	73,358
児童福祉法に基づく 障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	同上	同上	2人	100人	3,173
療育に関する教材・教具 ・環境整備の研究開発	療育環境の整備と教材の研究開発	3月1日～ 3月31日	北葛城郡 広陵町 馬見中3丁目 1-126	2人	2人	106
保護者・支援者・地域社会 への情報提供	保護者・支援者への情報提供	同上	同上	2人	10人	40

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
療育教材・教具・環境整備 の製作および販売事業	療育環境と教材の製作及び販売	3月1日～ 3月31日	北葛城郡 広陵町 馬見中3丁目 1-126	2人	1,065
イベント・セミナーの開催 および参加費の徴収	保護者・支援者向けのセミナー等を開催	同上	同上	2人	133

令和 7 年度 活動予算書
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人そら
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		10,000
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	150,000		150,000
3. 事業収益			0
児童発達支援事業収益	36,000,000		36,000,000
放課後等デイサービス	45,690,000		45,690,000
相談支援事業	3,550,000		3,550,000
保育所等訪問支援事業	0		0
療育教材等の研究開発	0		0
保護者等への情報提供	150,000		150,000
4. その他収益			
療育教材等の製作及び販売		30,000	30,000
セミナー等の開催		0	0
受取利息	10,000		10,000
雑収入	0		0
経常収益計	85,560,000	30,000	85,590,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	34,000,000	10,000	34,010,000
法定福利費	5,780,000	2,000	5,782,000
通勤費	1,000,000	1,000	1,001,000
福利厚生費	420,000	0	420,000
賞与	6,400,000	0	6,400,000
役員報酬	7,000,000		7,000,000
人件費計	54,600,000	13,000	54,613,000
(2) その他経費			
給食費	360,000	0	360,000
材料費		10,000	10,000
研修費	60,000	0	60,000
売上原価	420,000	10,000	430,000
業務委託費	4,000,000	0	4,000,000
会議費	20,000	0	20,000
旅費交通費	10,000	0	10,000
車両費	20,000	0	20,000
通信費	560,000	0	560,000
消耗品費	2,500,000	0	2,500,000
教材費	1,500,000	0	1,500,000
修繕費	8,260,000	0	8,260,000
水道光熱費	800,000	0	800,000
地代家賃	5,600,000	0	5,600,000
減価償却費	1,400,000	0	1,400,000
保険料	1,400,000	0	1,400,000
諸会費	140,000	0	140,000
租税公課	140,000	0	140,000
研修費	500,000	0	500,000
運賃	1,000	0	1,000
支払手数料	250,000	0	250,000
支払利息	63,000	0	63,000
ガソリン代	350,000	0	350,000

接待交際費	23,000	0	23,000
支払報酬	800,000	0	800,000
雑費	80,000	0	80,000
その他経費計	28,837,000	10,000	28,847,000
事業費計	83,437,000	23,000	83,460,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	12,000	0	12,000
法定福利費	2,000	0	2,000
人件費計	14,000	0	14,000
(2) その他経費			
地代家賃	7,000	0	7,000
減価償却費	1,000	0	1,000
その他経費計	8,000	0	8,000
管理費計	22,000	0	22,000
経常費用計	83,459,000	23,000	83,482,000
当期経常増減額	2,101,000	7,000	2,108,000
III 経常外収益			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	7,000	▲ 7,000	0
税引前当期正味財産増減額	2,108,000		
法人税、住民税及び事業税	527,000		
当期正味財産増減額	1,581,000	0	1,581,000
前期繰越正味財産額			30,628,086
次期繰越正味財産額			32,209,086

令和 8 年度 活動予算書
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人そら
(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		10,000
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	150,000		150,000
3. 事業収益			0
児童発達支援事業収益	36,000,000		36,000,000
放課後等デイサービス	45,690,000		45,690,000
相談支援事業	3,550,000		3,550,000
保育所等訪問支援事業	0		0
療育教材等の研究開発	0		0
保護者等への情報提供	150,000		150,000
4. その他収益			
療育教材等の製作及び販売		1,200,000	1,200,000
セミナー等の開催		150,000	150,000
受取利息	10,000		10,000
雑収入	0		0
経常収益計	85,560,000	1,350,000	86,910,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	34,000,000	810,000	34,810,000
法定福利費	5,780,000	138,000	5,918,000
通勤費	1,000,000	10,000	1,010,000
福利厚生費	420,000	0	420,000
賞与	6,400,000	140,000	
役員報酬	7,000,000		7,000,000
人件費計	54,600,000	1,098,000	55,698,000
(2) その他経費			
給食費	360,000	0	360,000
材料費		100,000	100,000
研修費	60,000	0	60,000
売上原価	420,000	100,000	520,000
業務委託費	4,000,000	0	4,000,000
会議費	20,000	0	20,000
旅費交通費	10,000	0	10,000
車両費	20,000	0	20,000
通信費	560,000	0	560,000
消耗品費	2,500,000	0	2,500,000
教材費	1,500,000	0	1,500,000
修繕費	1,500,000	0	1,500,000
水道光熱費	800,000	0	800,000
地代家賃	5,600,000	0	5,600,000
減価償却費	1,400,000	0	1,400,000
保険料	1,400,000	0	1,400,000
諸会費	140,000	0	140,000
租税公課	140,000	0	140,000
研修費	500,000	0	500,000
運賃	1,000	0	1,000
支払手数料	250,000	0	250,000
支払利息	63,000	0	63,000
ガソリン代	350,000	0	350,000

接待交際費	23,000	0	23,000
支払報酬	800,000	0	800,000
雑費	80,000	0	80,000
その他経費計	22,077,000	100,000	22,177,000
事業費計	76,677,000	1,198,000	77,875,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	12,000	0	12,000
法定福利費	2,000	0	2,000
人件費計	14,000	0	14,000
(2) その他経費			
地代家賃	7,000	0	7,000
減価償却費	1,000	0	1,000
その他経費計	8,000	0	8,000
管理費計	22,000	0	22,000
経常費用計	76,699,000	1,198,000	77,897,000
当期経常増減額	8,861,000	152,000	9,013,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計	0		0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	152,000	▲ 152,000	0
税引前当期正味財産増減額	9,013,000		
法人税、住民税及び事業税	2,253,000		
当期正味財産増減額	6,760,000	0	6,760,000
前期繰越正味財産額			32,209,086
次期繰越正味財産額			38,969,086